

令和4年度地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者募集説明会資料に関する質問に対する回答（質問書受付順）

質問対象資料	質問趣旨	回答
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）募集要項資料② 2ページ9～10行目	既存の地域密着型介護老人福祉施設（20床）に今回の整備内容である地域密着型介護老人福祉施設（29床）を併設したいと考えております。 福岡県下で地域密着型介護老人福祉施設を同事業所が併設している例があると聞きましたが久留米市では可能でしょうか。	表1建築基準関係の規定に問題がなければ事業所の併設は可能です。
令和4年度整備事業者募集説明会資料 資料① 2ページ 2（1）募集対象施設 事業内容・規模について①	29名の定員ですが、例えば20名の2ユニット（10人×2）で運営してもいいのでしょうか？	定員29名の1施設で運営して頂けることを要件に募集しております。20名の定員では募集の対象となりません。
事業内容・規模について②	事業内容として、ショートステイ・小規模多機能等、併設の事業が必ず必要でしょうか？	ショートステイ・小規模多機能等、併設の事業は必須ではありません。
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）募集要項資料② 3ページ29～32行目	「年間事業費」とは、社会福祉法人会計上の以下のどれにあたりますか。 ①事業活動計算書サービス活動費用 ②資金収支計算書の事業活動費用 ③別の定義	③応募書類の資金収支予算書（2年目）の事業活動支出計の額となります。
令和4年度整備事業者募集説明会資料 資料① 3ページ1～3行目	新型コロナウイルスが蔓延している状況の中、説明会の開催は非常に難しいと思われれます。よって、地域の自治会長様へ事前説明をさせていただき、その後住民の方々には、説明書を準備し回覧板にて意見・了解をいただきたいと考えておりますがいかがでしょうか？	新型コロナウイルスが蔓延している状況があるため、今回の公募については、検討されているように回覧板で住民の方々から説明書に対する意見・了解の意思確認をしていただき、質問等あれば改めて回答を周知できるなど住民の方々に説明が行き届くようにしていただければ問題ありません。
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）募集要項資料② 2ページ 3. 建設用地	建設用地について 建設用地を、理事・もしくは理事の親族等から賃貸することは可能なのでしょうか？よろしく申し上げます。	資料②2ページ 3. 建設用地 ①に記載のとおりです。 原則は法人所有ですが、条件を付し特例を認めています。
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）募集要項資料② 5ページ32～33行目	施設に勤務する従業員の駐車場の確保が申請地だけでは困難な場合、近隣の土地を駐車場として賃借しようと計画しております。この場合、今回の応募に対して特別制限されるものではないと認識しておりますが、問題ございませんでしょうか。	従業員の方用に近隣の土地を駐車場として賃借されるのであれば問題ありません。
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）募集要項資料② 2ページ7～26行目	設計にあたり施設整備基準として下記の久留米市特別養護老人ホーム設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日 久留米市条例37号 目次 第1章 総則（第1条-第2条）、第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第3条-第32条）、第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第44条-第49条） を参考に進めております。ほかに参考にすべき資料があればご教示ください。	今回、募集対象施設はユニット型地域密着型特別養護老人ホームとなっていますので、『久留米市特別養護老人ホーム設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日 久留米市条例37号』の「第5章ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準」をご確認ください。 『久留米市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成24年12月14日）久留米市条例第43号』の第5章「ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」、『特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）』もご確認ください。 調理室（保健所衛生対策課）・医務室（保健所総務医薬課）へご確認をお願いします。 その他、都市計画法、建築基準法、消防法を遵守してください。

<p>令和4年度整備事業者募集 説明会資料 資料① 2ページ32行目</p>	<p>事前協議期間において申請施設に通じる道路の確保が完了できない可能性が発生する場合、事前協議書類及び応募書類に令和5年10月の事業開始までに道路を確保する旨別途確約書を提出で対応したいと考えておりますが、問題ございませんでしょうか。</p>	<p>市としては、令和5年10月の施設開設を予定しております。併せて令和4年度末までに事業着手（施設建設工事の契約）して頂くことが補助金交付の条件となります。また、契約後に建設工事の着手が遅れ、開設が遅れる場合、開設の時期によっては補助金交付の対象事業とできなくなります。これを踏まえ、確約書の提出があれば問題ないとは言い切れません。何をもち令和5年10月の事業開始までに道路を確保する状況と言えるのか。道路の確保が完了する、又はどこまで進んだ時点で施設整備の開発許可が下り、建築確認申請が受理されるのかをはじめ、施設整備にあたり、「表1 建築基準関係の規定」に漏れないよう関係機関に確認をしていただき、確約書の内容や開設の時期に裏付があることが重要です。事前協議の際に詳細をお聞かせください。</p>
--	--	---